



不法投棄は犯罪です

不法投棄は人目につかない場所や管理が不十分な場所が多く見られます。土地の所有者は、雑草の除去など、ごまめな管理を心掛けてください。

家庭のごみは決められた集積場に出してください。事業所のごみは出すことができません。

間違った出し方をすると、不法投棄と見なされることがあるので注意しましょう。

思いがけず、投棄者に遭遇したら、むやみに接触することは避け、草津警察署(TEL077・563・0110)または左記へご連絡ください。

不法投棄ボランティア監視員募集!

本市では、不法投棄監視員や不法投棄ボランティア監視員の皆さんとともに監視パトロールに取り組んでいます。

普段の買い物や通勤、散歩などのお出かけの際にパトロールをさせていただく、ボランティア監視員を随時募集しています。詳細は左記までお問合せください。

未然防止と早期発見には地域の皆さんとの連携が欠かせません。積極的な協力をお願いします。

環境政策課 生活環境係

TEL 077・551・0341
FAX 077・551・0148



油の流出に注意してください!

毎年、市内で油類の流出事故があります。

発生の原因は家庭からの灯油流出や交通事故などさまざまです。

油などの流出事故が発生すると、周辺の生活環境や生態系に影響を与えるだけでなく、農業などにも大きな影響を及ぼすこともあります。

また、環境汚染の拡大を防止するため、油の回収、水路の清掃などが必要となり、これらの作業にかかる費用は原因者の負担となります。

油類を流出した場合や油類が流れている現場を発見した場合は、すぐに市または消防署へ連絡してください。

事故の未然防止のために

屋外で灯油を給油するときは、目を離さず、容器からあふれないようにしましょう。

灯油タンクに亀裂や破損がないか点検しましょう。

不要になった灯油は用水路や側溝に流さず、販売店に相談するなど適切に処分しましょう。

環境政策課 環境政策係

TEL 077・551・0336
FAX 077・551・0148



6月は「土砂災害防止月間!」

毎年6月は「土砂災害防止月間」です。

これから梅雨や台風の時期を迎え、雨の多い季節になります。がけ崩れ・地すべり・土石流などの土砂災害は、どれも強い雨が原因となり、山や崖がある地域ではどこでも起こる可能性があります。普段から周辺のがけ地などの変化に注意するとともに、避難場所や避難経路を確認するなど「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけ、万一の災害に備えましょう。

市内では、滋賀県により土砂災害警戒区域が17か所、うち12か所が特別警戒区域に指定されています。



詳細は、栗東市総合防災マップまたは市ホームページに掲載



土木建設課 管理・用地係

TEL 077・551・0292
FAX 077・552・7000



6月1日(月)〜6月7日(日)は「水道週間」

「たいせつな 水道を守ろう 未来へ」と水道は、わたしたちの快適な暮らしを支える、日常生活になくてはならない重要な生活基盤です。

本市水道事業でも、市民の皆さんに「安全でおいしい水」を安心して利用いただくために、水質や施設の適正な管理に日々取り組んでいます。今後、良質な水を供給できるよう水道施設の点検・整備を進めるとともに、地震などの災害に強いライプラインの構築に努めます。

水道の蛇口を開ければ、当たり前のように出てくる水道水。この機会に、限りある資源である水道水の大切さについて見つめ直してみましよう。

ご利用の皆さんへお願い

水道メーターから宅内側の水道管は個人の財産であり、所有者・使用者の管理になります。水漏れチェックのため、家庭でも水道メーターを時々確認し、水道メーター検針にご協力ください。

確認方法は、検針時にお渡ししている「水道使用水量等のお知らせ」の裏面または市ホームページに掲載



上下水道課 経営総務係

TEL 077・551・0135
FAX 077・554・3866